

第2章

基本的な考え方

1 人権についての考え方

人権とは、国籍や信条、性別、出身、経歴、年齢などを問わず、地球上のあらゆる人々が、人として生きていくための固有の権利であり、誰もが等しく生まれながらに持つ権利です。

日本国憲法においては、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を三大原則として、「自由権」「平等権」「社会権」などが定められており、すべての人が尊重され、人間らしく生きる権利が保障されています。

これらの権利は、私たちの日々の暮らしと密接に関係しており、住居や進学先、就職先を決めるときはもちろんのこと、地域や近所との付き合い、学校・職場などの身近な生活環境など、あらゆる生活の場面で私たちを支えています。言い換えれば、人権が守られるということは、毎日の暮らしの中で、誰もが尊重され、差別を受けることなく、信条や生命を脅かされることのない、安全・安心な暮らしを営めることを意味しています。

このことを踏まえ、安八町は、すべての人が互いの生き方を尊重し、誰もが誇りをもって暮らすことのできるまちづくりを進めています。

2 安八町の現状と人権課題

安八町の人口は、令和2年10月1日現在14,785人と、10年前・平成22年の同時期に比べて771人（5.0%）減少しています。

このうち、男性は7,302人（49.4%）、女は7,483人（50.6%）です。年齢階層別では、15歳未満が1,924人、18歳以上65歳未満が8,671人、65歳以上が4,190人です。15歳未満の年少人口と18歳以上65歳未満の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口が増加しています。なお、高齢化率（全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）は28.3%となっています。

図表2-1 安八町の人口（令和2年10月1日現在）

区 分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合 計
男 性	979	4,430	1,893	7,302
女 性	945	4,241	2,297	7,483
合 計	1,924	8,671	4,190	14,785
比率（%）	13.0	58.7	28.3	100.0

資料：住民基本台帳

全国的にも、今後、高齢者人口が増加するものの、人口全体の減少が見込まれており、安八町においても同様に人口減少が進んでいくことが予測されます。

なお、安八町に居住する外国人は321人と、人口の2.2%となっています。国籍別では、中国が98人と最も多く、次いで、ベトナムが91人、フィリピンが30人などとなっています。

図表2-2 安八町に居住する外国人（令和2年10月1日現在）

区 分	中国	ベトナム	フィリピン	パキスタン	韓国	ブラジル	ミャンマー	その他	合 計
外 国 人	98	91	30	24	14	14	10	40	321
比率（％）	30.5	28.3	9.3	7.5	4.4	4.4	3.1	12.5	100.0

資料：住民基本台帳

こうした特徴を持つ安八町においても、文化的背景の違いや世代間の意識の違いにより、人と人のつながりをつくるのがますます難しくなると考えられます。

安八町が令和2年に実施した「人権に関する町民意識調査」（以下「令和2年調査」といいます。）の結果を踏まえると、安八町における人権に関する現状と課題は次のとおりです。

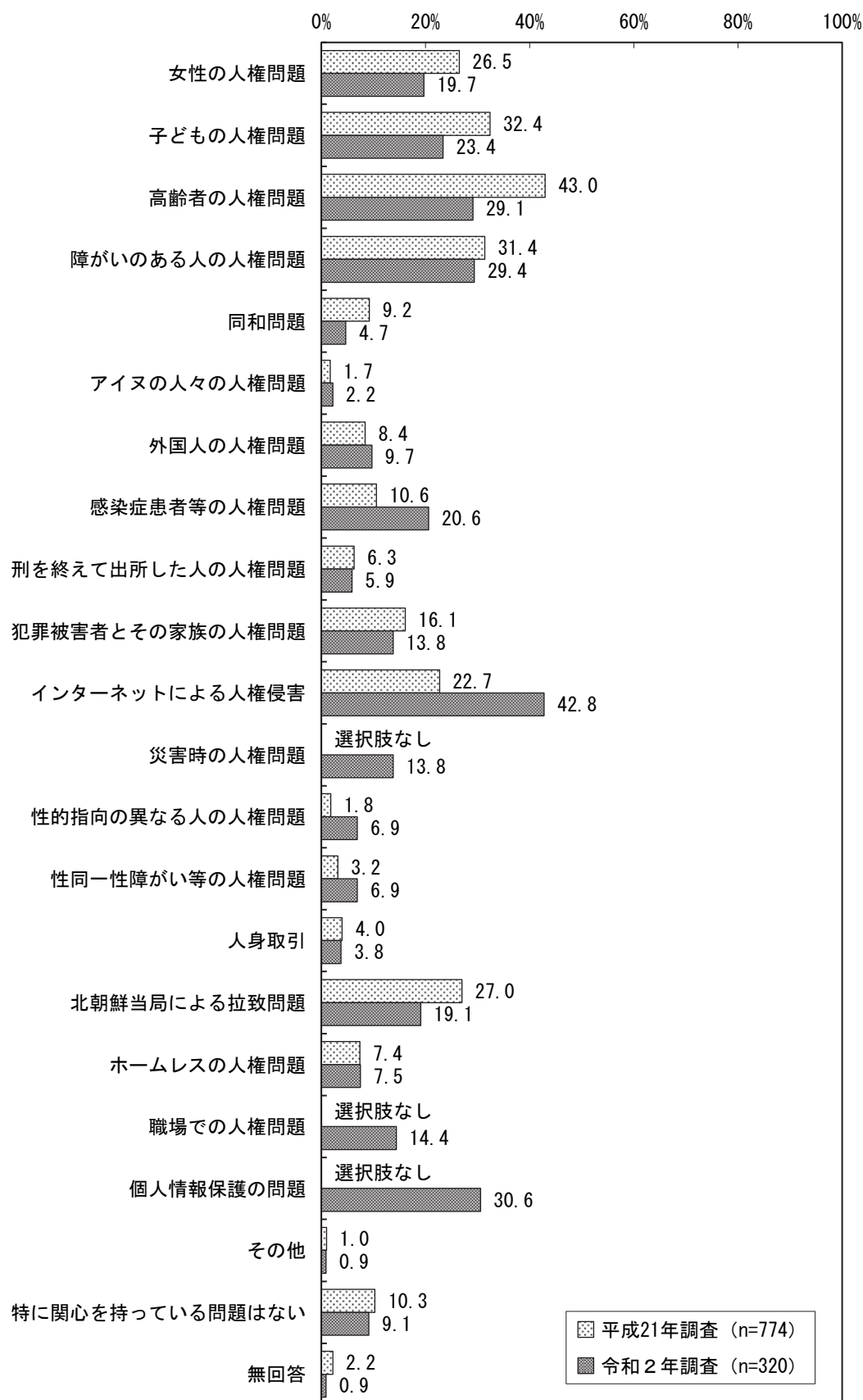
(1) 人権意識

人権は全ての人にとってかけがえのない権利であり、失うことがないようにしっかり身に付け、守り育てていかなければなりません。しかし、一般的に、人権を知る・学ぶことは難しいこと、自分とは無縁なことと受け止められてしまうことがあります。それだけに、安八町が人権尊重に根ざしたまちづくりを進めていくには、人権の考え方をよりわかりやすく紹介し、住民の人権に対する意識を醸成させていくことが大切です。

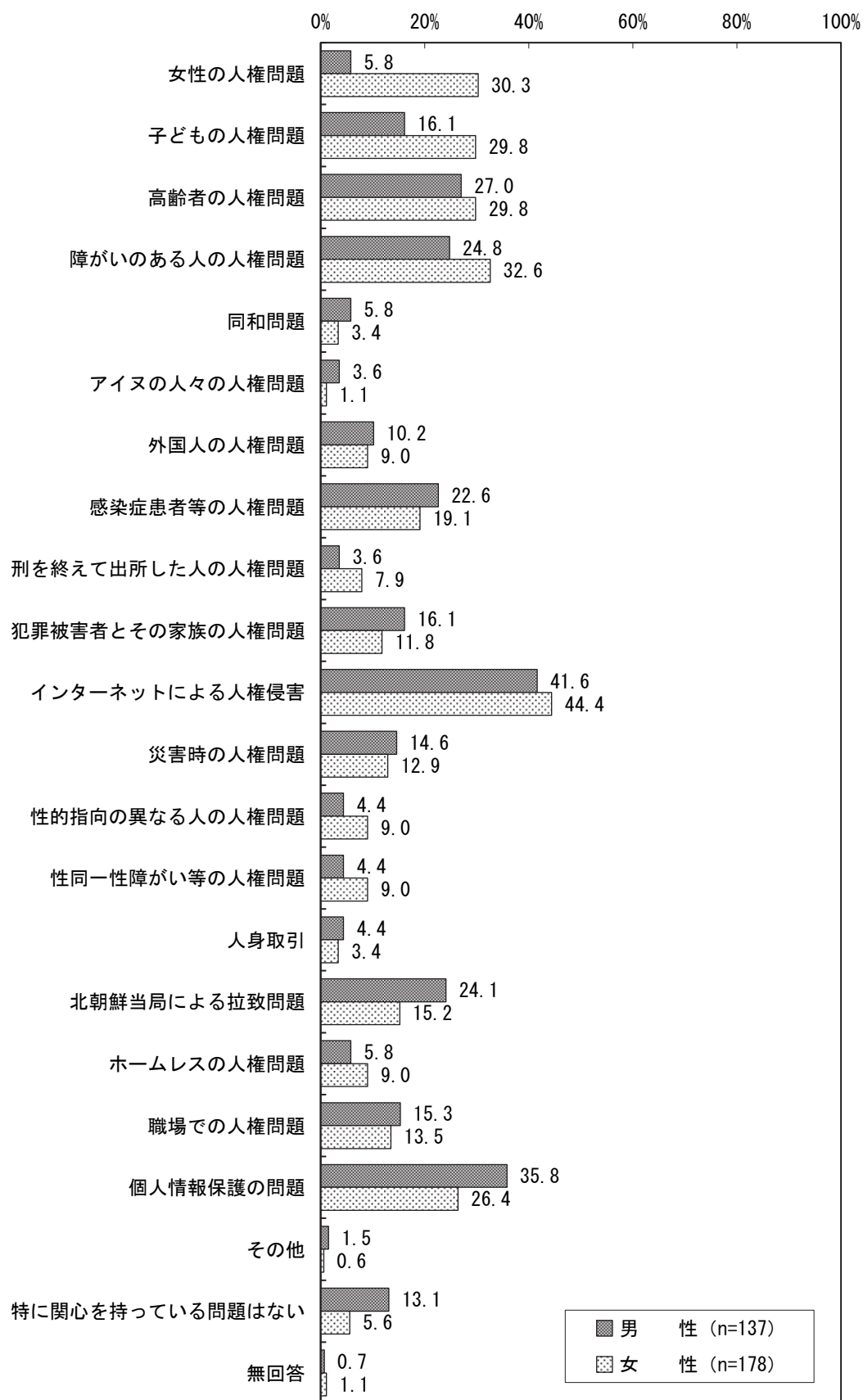
令和2年調査において、関心を持っている人権問題についてたずねたところ、「インターネットによる侵害」が42.8%と最も高く、次いで「個人情報保護の問題」（30.6%）と、平成21年に実施した「人権に関する町民意識調査」（以下「平成21年調査」といいます。）に比べて新たな課題への関心が高まっています。一方で、「障がいのある人の人権問題」（29.4%）や「高齢者の人権問題」（29.1%）、「子どもの人権問題」（23.4%）などの人権問題に対する関心も依然として高く、より一層複雑化・多様化しています（図表2-3）。

また、性別や年代によって、人権が尊重されていると感じる人の割合や人権に関する理解度などに差があることもわかりました（図表2-4、図表2-5）。このようなことから、人権問題に対する関心をより一層高めていくとともに、性別・年齢を問わず、すべての住民が身近なところから人権に対する知識と理解を深めていく必要があります。

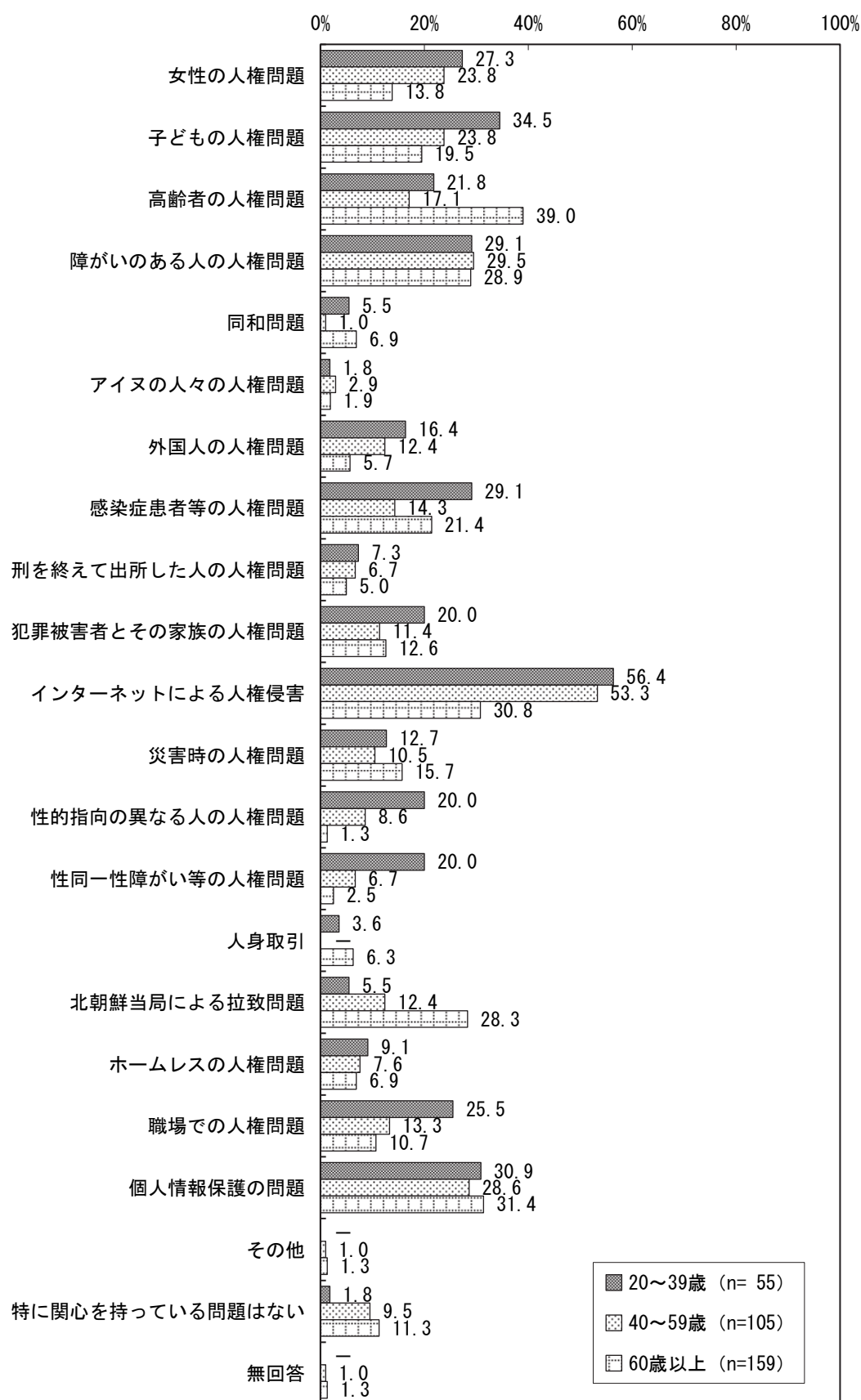
図表2-3 関心を持っている人権問題（平成21年調査との比較、複数回答）



図表 2-4 関心を持っている人権問題（性別、複数回答）



図表2-5 関心を持っている人権問題（年齢別、複数回答）



(2) 人権擁護

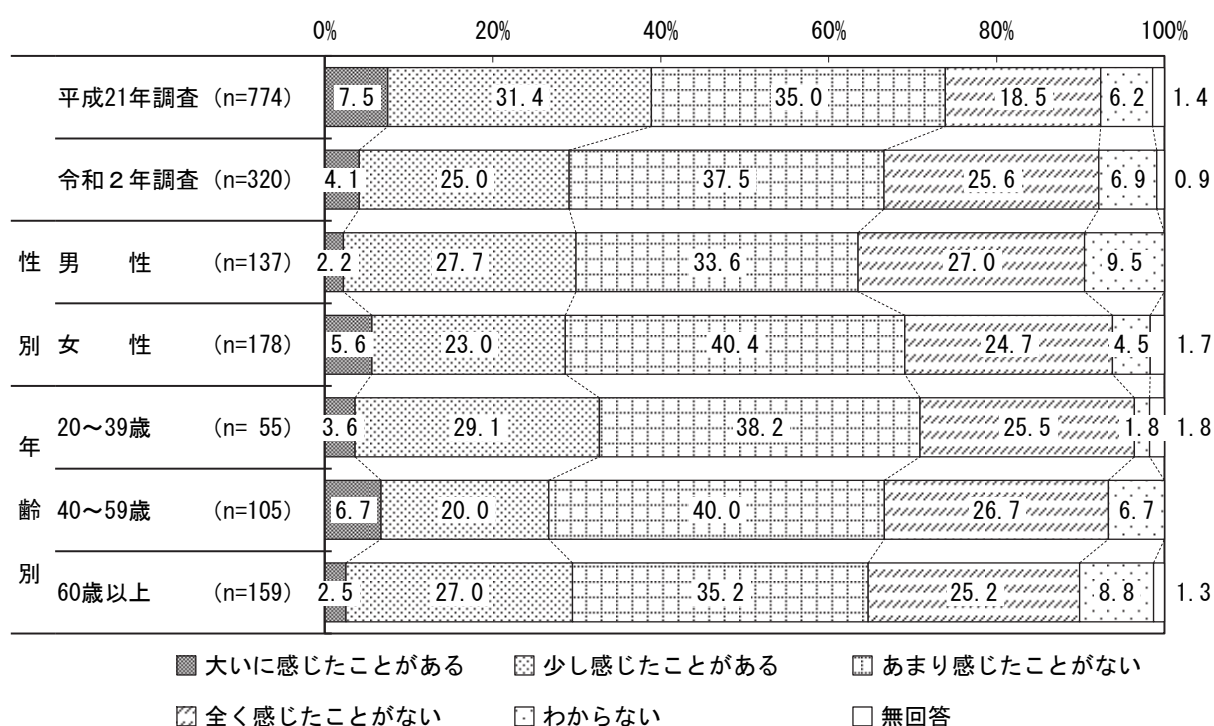
令和2年調査において、人権を侵害されたと感じたことがあるかたずねたところ、「大いに感じたことがある」(4.1%)と「少し感じたことがある」(25.0%)を合わせた《感じたことがある》が29.1%と依然として3割程度ありますが、平成21年調査(38.9%)に比べて10ポイント程度低下しています(図表2-6)。

その内容としては、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が53.8%と依然として最も高いほか、平成21年調査に比べては、「パートナーによる暴力、脅迫、強要」が5ポイント以上上昇しています(図表2-7)。

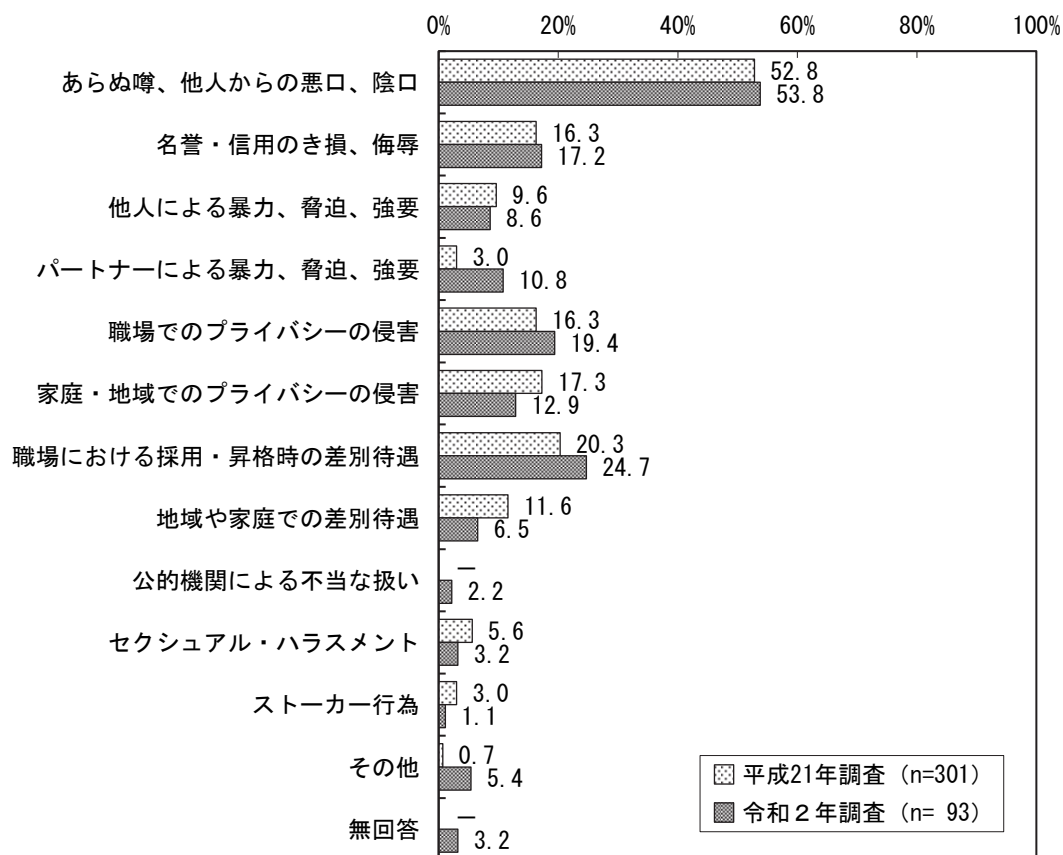
人権侵害を受けたときの対応としては、「家族に相談をする」が53.4%と最も高く、そのほか、「警察に相談する」(30.3%)、「友人に相談する」(27.2%)、「県や町役場等公的機関に相談する」(22.5%)なども高くなっていますが、「黙って我慢する」は23.1%と、平成21年調査(18.9%)に比べて4.2ポイント上昇しています(図表2-8)。

引き続き、住民の人権を守る仕組みを整えていくとともに、住民の人権を脅かす事態が発生したときには、迅速かつ適切に対応していく必要があります。また、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人に対して、その人たちが直面する状況を考慮したきめ細かな対応を進めていくことが大切です。

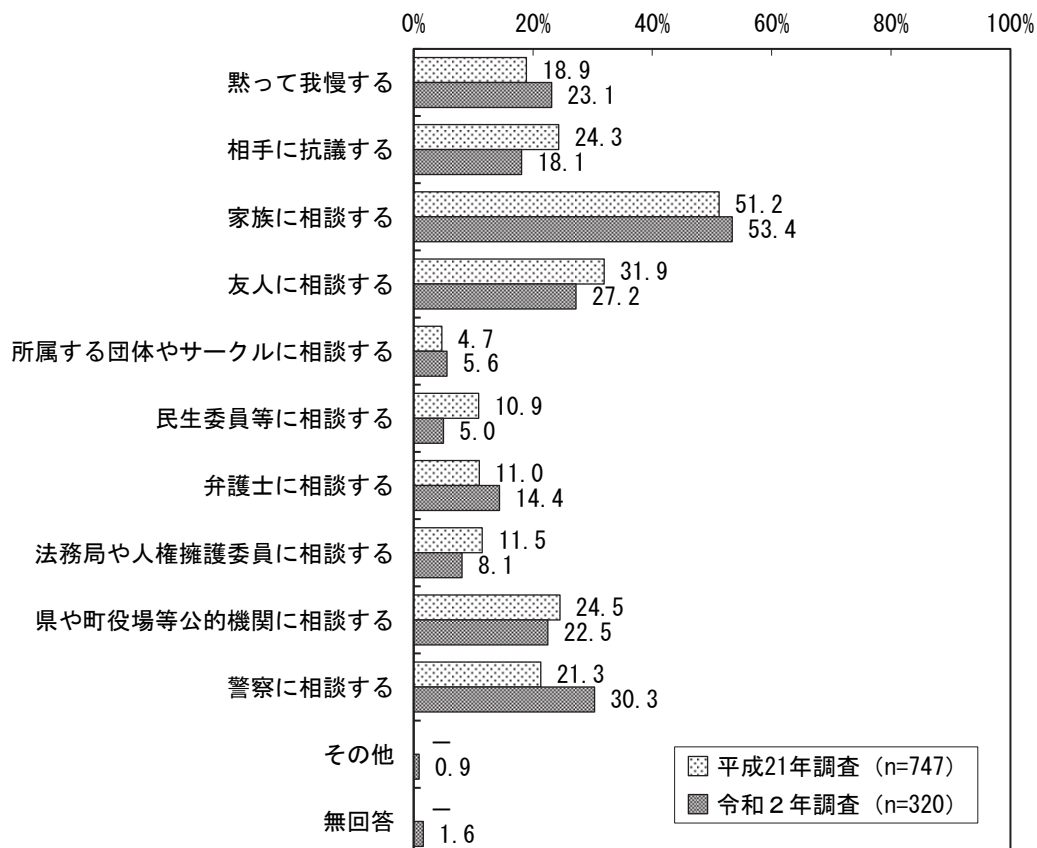
図表2-6 人権侵害を受けた経験



図表2-7 受けた人権侵害の内容（複数回答）



図表2-8 人権侵害を受けた時の対応（複数回答）



(3) 人権施策の成果と課題

互いの人権を尊重するまちづくりを進めていくには、住民が主体となって、住民同士がふれあいを深め支え合う風土を、行政とともに醸成していかなければなりません。このことは、多様な人が集まる安八町において重要なことです。そのため、安八町においては、より総合的な解決に向けて取り組んできました。

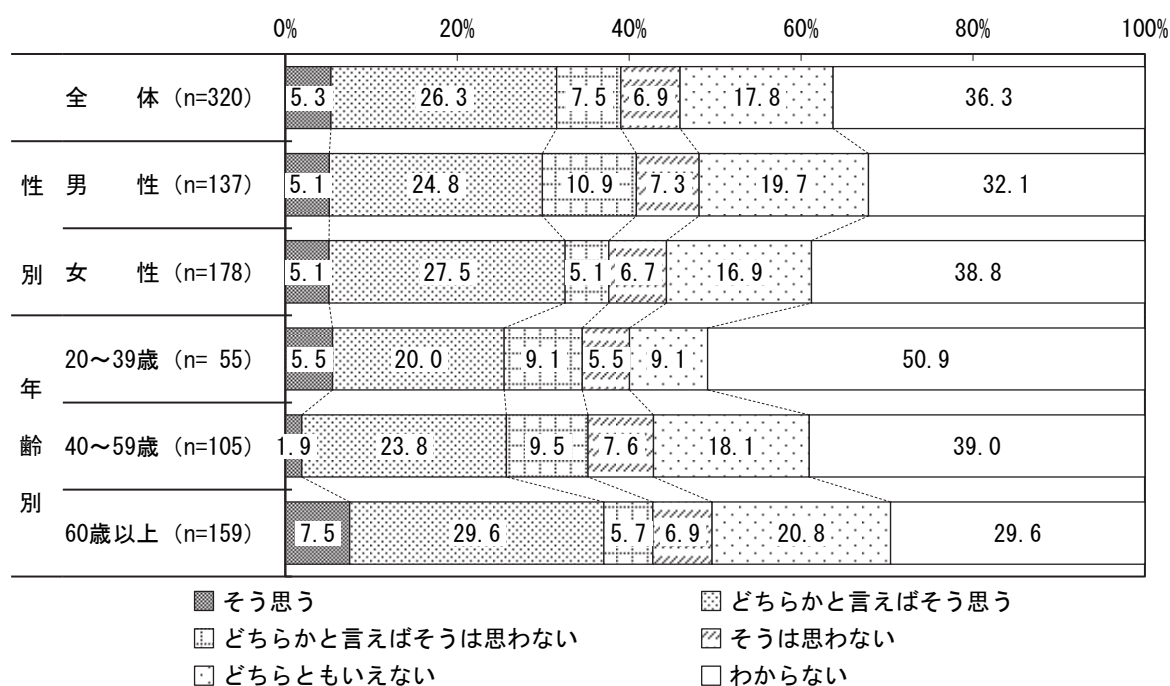
令和2年調査において、一人ひとりの人権意識が5年前に比べて高くなっていると思うかたずねたところ、「そう思う」(5.3%)と「どちらかと言えばそう思う」(26.3%)を合わせた《高くなっていると思う》が31.8%となっています(図表2-9)。

一方で、身近なところで一人ひとりの人権が守られていると思うかたずねたところ、「そう思う」(14.1%)と「どちらかと言えばそう思う」(50.3%)を合わせた《守られていると思う》は64.4%となっています(図表2-10)。

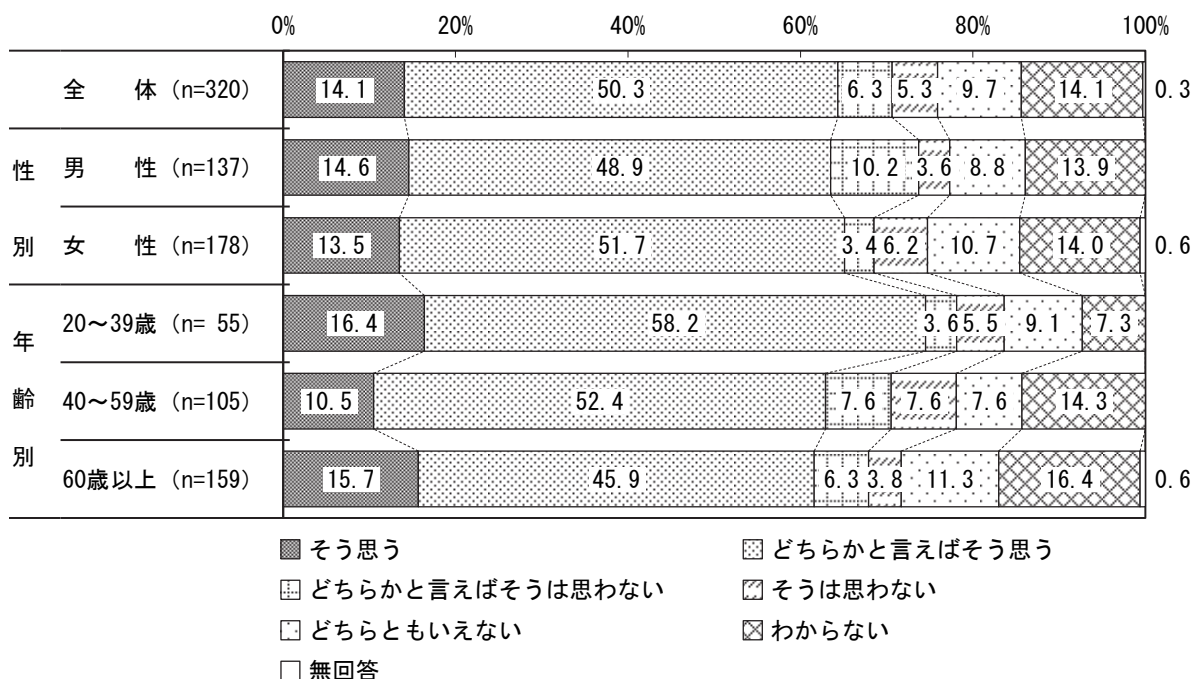
さらに、一人ひとりの人権意識を高めるために必要なことについてたずねたところ、「学校・職場・地域等での研修会」が34.1%と最も高く、次いで、「冊子、資料」(15.6%)による啓発、「テレビ、新聞、雑誌等」(13.1%)を通じた広報などとなっています(図表2-11)。

このようなことから、引き続き、行政として、広報・啓発活動に努めるとともに、横断的な体制づくりを進め、学校・職場・住民と協働して、人権尊重に向けた総合的な施策を充実・展開していく必要があります。

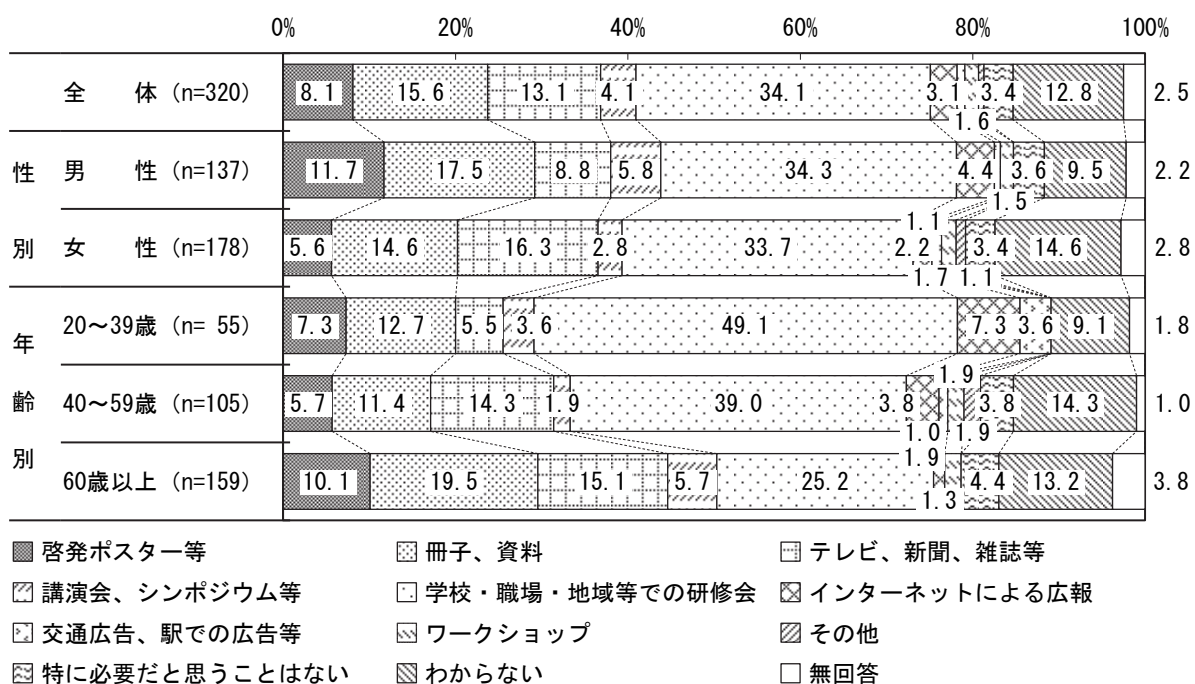
図表2-9 5年前と比較して人権意識は高まっているか



図表2-10 一人ひとりの人権が守られているか



図表2-11 人権意識を高めるために必要なこと



3 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

安八町が、誰にとっても安全・安心で、誇りをもって暮らすことのできるまちとなるには、住民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する環境を育んでいかなければなりません。

互いの権利を認め合う環境をつくることにより、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いの人権を尊重しながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことにより、地域の中で互いを支え合うおもいやりのまちが生まれます。

このような考えに基づき、次の基本理念を掲げます。

住民一人ひとりが、互いの人権を尊重するおもいやりのあるまちづくり

4 基本理念の実現に向けて

基本理念を実現させていくためには、全町をあげて、総合的に安八町の人権に関する課題の解決に取り組んでいくことが大切です。

そのためには、まず住民の人権に対する意識の高揚が欠かせません。誰もが人権への理解を深め、互いをおもいやり尊重することの重要性と意義を分かち合うことは、「おもいやりのあるまちづくり」の土台を築いていくことにつながります。

人は、日々の暮らしの中で自分では解決できない悩みや不安を抱えることがあります。そのような人たちが安心して相談できる体制の整備が必要です。それと同時に、万が一、人権侵害が発生した場合に迅速に対処できる体制づくりを推進し、すべての住民の人権が守られる、安全・安心なまちづくりを進める必要もあります。

また、人権侵害を受けた人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちが自分らしい暮らしを取り戻すには、多くの時間と労力を要するものです。そこで、個人の自立支援を目的とした体制の充実を図り、すべての人がその人らしい生き方を歩める環境づくりに取り組みます。

地域の住民同士のコミュニケーション不足により、人権侵害となる可能性のある問題を見過

ごしてしまうことも少なくありません。そのため、事態の深刻化を未然に防ぐには、地域のつながりをより一層深めていくことが大切です。

これらの課題を解決し、安八町がより人権を尊重するまちとなるには、行政の体制を整えるとともに、地域のつながりを深めるため、人権意識の醸成と住民活動の活性化を図る施策を円滑に推進していくことが肝要です。

これらを踏まえ、基本理念の実現に向け、次の5つの基本方針を掲げます。

■安八町人権施策推進指針・体系図

